

[事案 2019-45] 既払込保険料返還請求

・令和元年9月26日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の契約内容に関する誤説明等を理由として、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年4月に銀行を募集代理店として契約した変額終身保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約に際し、募集人および支店長から、契約締結前交付書面兼商品パンフレットの「運用シミュレーション」が記載された箇所を示され、2.9年で必ず元金と利息分が返ってくると説明を受けたが、実際には3年後に損失が出ており、話が違った。
- (2) 契約締結前交付書面兼商品パンフレットの「運用シミュレーション」は景品表示法に違反している。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約に際し、募集人および支店長は、契約締結前交付書面兼商品パンフレット等を使用して契約内容を十分に説明しており、同資料に記載されている「運用シミュレーション」は、あくまで過去のシミュレーションであり、将来の運用成果を保証するものではないことを説明している。
- (2) 契約に際し、申立人は、意向確認書兼適合性確認書により、契約内容を理解している旨を回答しているうえ、為替次第で損失の出る可能性があることを理解し、損失が生じるリスクに関しては十分認識している旨の発言もしていた。
- (3) 契約締結前交付書面兼商品パンフレットの「運用シミュレーション」は将来の運用成果を保証するものではない旨の注記があり、景品表示法に違反するものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人、募集人および支店長に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人および支店長による誤った説明があったとは認められず、また、契約締結前交付書面兼商品パンフレットの記載が景品表示法に違反しているとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。